

## 資料 2 - (3)

### 議事（2） 第4期障がい者計画、第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画の実績報告

#### 1、計画の進行管理について

- ・障がい者計画（6か年）に内包される、障がい（児）福祉計画（3か年）にて進行管理
- ・R3年度～R5年度「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」  
→障害者自立支援協議会にて評価を受け、実績を公表する

#### 2、進行管理方法（PDCAサイクル）【資料2-②参照】

- ・計画策定（plan）→実行（do）→ **評価（check）** →改善（act）  
→自立支援協議会にて評価（check）を実施
- ・計画では2種類の数値を設定

「成果目標」…国の障がい者基本計画の数値を市の実状に落とし込んだ目標指標

「活動指標」…障害福祉サービス等の見込量を設定

#### 3、「成果目標」の達成状況について【資料2-①参照】

- ・19項目の指標が設定（障がい福祉計画13、障がい児福祉計画6）
- ・R5年度（計画の最終年度）の実績から、達成状況を評価する

|       | 達成   | 未達成  | 合計  | <b>最終達成状況</b><br><b>19項目中9項目が「○達成」</b> |
|-------|------|------|-----|----------------------------------------|
| 指標数   | 9    | 10   | 19  |                                        |
| 割合（%） | 47.4 | 52.6 | 100 |                                        |

| 計画              | 大項目                                 | 達成<br>指標数 | 事務局評価                                                                                                        |
|-----------------|-------------------------------------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 障がい<br>福祉計<br>画 | (1) 施設入所者の地域生活への移行                  | 0 / 2     | R4年度末時点では46人だったが、死亡退所1人、新規入所3人、で48人となり、目標の47人から1人増えており、地域移行は進んでいない。地域移行のために必要な居住の場として、グループホームの整備が今後も必要。      |
|                 | (2) 地域生活支援拠点の整備                     | 1 / 2     | 地域生活支援部会にて緊急時の支援体制や受け入れ先について検討し、台帳、対応マニュアルを整備した。今後は夜間帯の緊急時受け入れ体制について、事業所と連携しながら整備を進める                        |
|                 | (3) 福祉施設から一般就労への移行等について             | 3 / 6     | R5年度は、就労継続支援A、B型で一般就労が進んだが、移行支援からの就労は0人だった。企業へのセミナーなどを実施し、障がい者の雇用機会の拡大を図る。                                   |
|                 | (4) 相談支援体制の充実・強化等                   | 2 / 2     | 市が相談支援事業を委託している相談支援事業所3社と健康福祉課による連絡会議を月次で開催し、連携を図っている。                                                       |
|                 | (5) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 | 0 / 1     | 県が主催する障がい福祉に係る各種研修会等出席し、市職員の研修を実施している。審査支払結果の共有については、サービス管理責任者情報交換会にて、審査支払結果を事業所と共有し、返戻を減らすことでサービス等の質を向上させる。 |
| 障がい児<br>福祉計画    | (6) 障がい児支援の提供体制の整備等                 | ① 2 / 4   | 児童発達支援センター、保育所等訪問支援は市内単独にて設置済み。重度心身障害児に対応した事業所について、市内では未設置となっている。次期計画では近隣市町村の事業所を利用できる場合でも達成となる。             |
|                 |                                     | ② 1 / 2   | 月次で開催している相談支援事業所連絡会議にて個別ケースについて情報共有を実施しているが、全体の調整役であるコーディネーターは、人材の調整等、今後の課題として検討していく必要がある                    |